

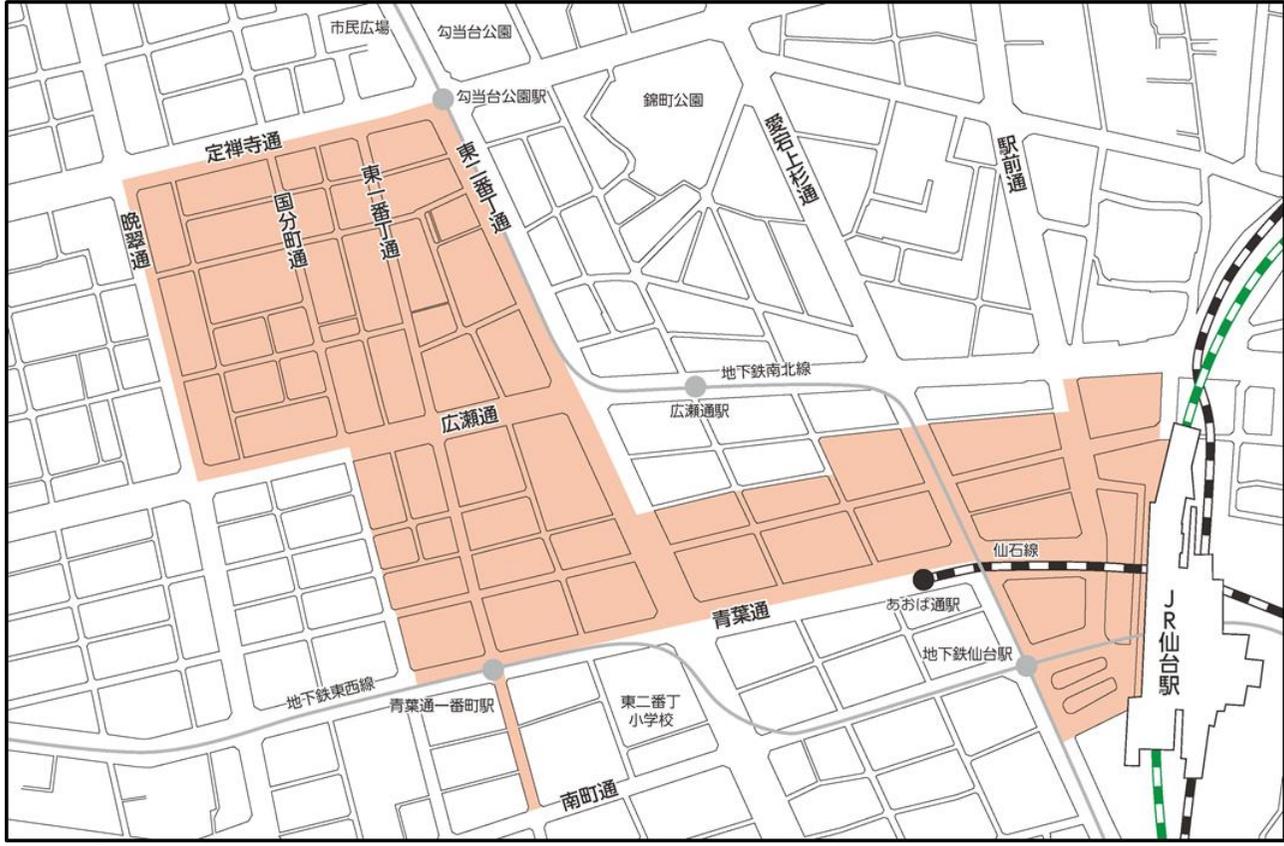
# 仙台市客引き行為等の禁止に関する条例における客引き行為等禁止区域の拡大について

## 1 概要

本市では、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、または利用することのできる環境を確保するため、平成 31 年 4 月 1 日に「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」を全面施行した。国分町二丁目、一番町四丁目商店街から名掛丁商店街にかけてのアーケードとその周辺を客引き行為等禁止区域に指定し、違反者に対して指導等を実施しているところである。

ところが、今年 1 月頃から仙台駅西口周辺の客引き行為等禁止区域外に客引きが頻繁に現れるようになり、付近の商店街や地元町内会等からの要望を受け、本条例の目的を達成すべく、禁止区域の拡大を検討している。

【参考】現在の客引き行為等禁止区域図 ※仙台駅西口のペDESTリアンデッキも含む。



## 2 仙台市客引き行為等の禁止に関する条例と本推進会議の関連について

仙台市客引き行為等の禁止に関する条例第5条において、次のとおり規定されているため、禁止区域の拡大を検討するにあたり、本推進会議の意見を求めるもの。

(客引き行為等禁止区域の指定)

第五条 市長は、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、仙台市安全安心街づくり条例（平成十八年仙台市条例第三号）第九条第一項の仙台市安全安心街づくり推進会議の意見を聴かなければならない。

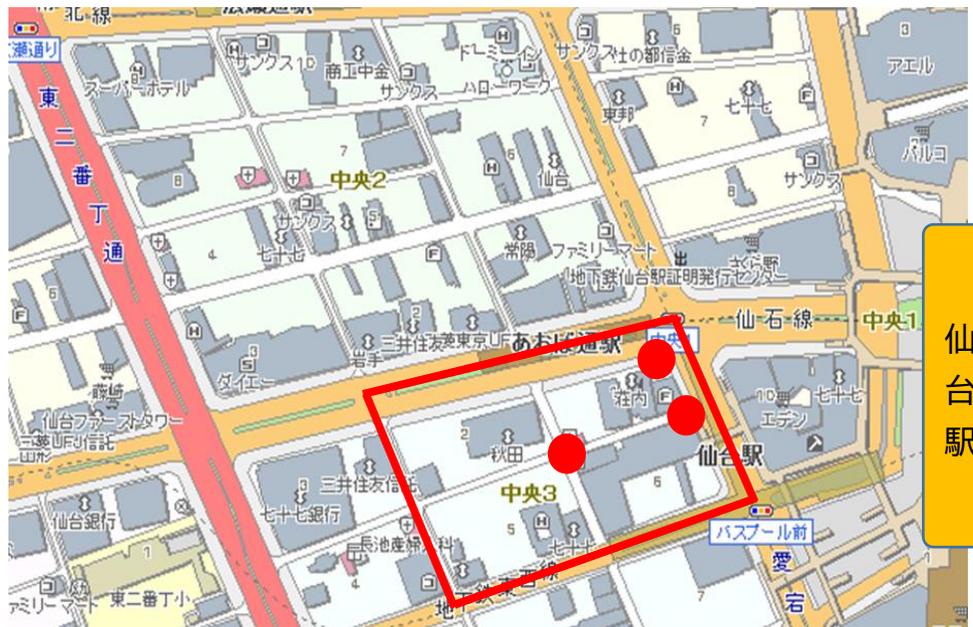
3 市長は、第一項の規定により禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、第一項の規定による禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更及び解除について準用する。

## 3 新たな禁止区域について

中央三丁目の一部（下図のとおり）



本市職員が赤く囲んだエリア内における客引きの動向を定期的に調査したところ、とりわけ●の地点に集まっていることが分かった。なお、この地点に立つ客引きは、他店に入店しようとする客を横取りしようとしたり、誘いを断った歩行者を追いかけてたりするなど悪質な人物が多いとの情報が寄せられている。

#### 4 新たな禁止区域における客引きの状況について

調査日	18:00				19:00				20:00				21:00				22:00				23:00				合計			
	居酒屋	カラオケ	風俗	計	居酒屋	カラオケ	風俗	計																				
令和6年3月1日	0	0	0	0	5	2	0	7	3	2	0	5	3	5	0	8	6	5	0	11	3	4	0	7	20	18	0	38
令和6年4月5日	5	0	0	5	5	2	0	7	4	3	0	7	6	4	0	10	5	4	0	9	1	0	2	3	26	13	2	41
令和6年5月10日	3	0	0	3	6	1	0	7	8	0	0	8	5	3	0	8	0	4	0	4	2	2	0	4	24	10	0	34
令和6年6月6日	9	0	0	9	3	1	0	4	2	9	0	11	8	6	6	20	3	4	0	7	1	3	0	4	26	23	6	55
令和6年7月5日	10	0	0	10	12	1	0	13	8	1	0	9	9	2	0	11	9	3	0	12	5	2	0	7	53	9	0	62
令和6年8月2日	7	0	0	7	16	2	0	18	3	2	0	5	6	3	0	9	5	2	0	7	5	1	0	6	42	10	0	52
令和6年9月6日	9	0	0	9	11	1	0	12	10	2	0	12	7	3	0	10	10	5	0	15	7	3	0	10	54	14	0	68
令和6年10月4日	2	0	0	2	1	1	0	2	8	1	0	9	9	1	0	10	3	2	0	5	0	0	0	0	23	5	0	28

先ほどのスライドで示したエリアについて、今年3月より客引き実態調査（※）を実施している。昨年の年末頃までは客引きが確認されなかったエリアだが、3月以降、延べ50人前後の客引きをカウントしている。特に居酒屋に関して複数の時間帯で多いときに10人以上の客引きが立っていることが分かる。

#### （※）客引き実態調査

客引き条例制定前から、本市職員が主に毎月第一金曜日の18時～24時に実施している調査。

客引き行為等禁止区域のうち、特に客引きが多いエリアを19に分け、エリア内の客引きをカウントしている。

#### 5 禁止区域拡大までのスケジュール

令和6年10月 仙台市安全安心街づくり推進会議（新たな禁止区域案の意見聴取）

11月 新たな禁止区域の確定、告示

－告示後は市ホームページや市政だよりなどで周知をおこなう。

令和7年1月 新たな禁止区域の指定

－指定後は、禁止区域内で客引き行為等を行い、または行わせることが禁止される。命令に違反した者は5万円以下の過料に処すとともに、氏名や住所などを公表することがある。